

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月22日
【会社名】	株式会社守谷商会
【英訳名】	MORIYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 隆三
【本店の所在の場所】	長野県長野市南千歳町878番地
【電話番号】	0 2 6 (2 2 6) 0 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 町田 充徳
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市南千歳町878番地
【電話番号】	0 2 6 (2 2 6) 0 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 町田 充徳
【縦覧に供する場所】	株式会社守谷商会 東京支店 (東京都渋谷区渋谷三丁目7番1号 ヒラゼンビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第61期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額54,760,755円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

経営方針の意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入している。これに伴い、現行定款第19条の取締役の員数を25名以内から15名以内に変更する。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」において、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役（社外監査役でない監査役を含む）についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役（社外監査役でない監査役を含む）との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定することとし、定款第32条（取締役の責任免除）及び、定款第44条（監査役の責任免除）を変更する。

また、会計監査人についても上記と同様の理由により定款第49条（会計監査人の責任免除）の一部を変更する。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」において、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されたので、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、伊藤隆三、町田範男、吉澤正博、渡辺正樹、山崎潤一、町田充徳、吉澤浩一郎、新井健一、小出貞之を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小林岩雄、塚田佐、鶴澤裕を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、青木寛文を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	9,256	4	0	99.9	可決
第2号議案	9,255	5	0	99.9	可決
第3号議案					
伊藤 隆三	9,227	27	0	99.6	可決
町田 範男	9,233	21	0	99.7	可決
吉澤 正博	9,233	21	0	99.7	可決
渡辺 正樹	9,232	22	0	99.6	可決
山崎 潤一	9,233	21	0	99.7	可決
町田 充徳	9,232	22	0	99.6	可決
吉澤 浩一郎	9,233	21	0	99.7	可決
新井 健一	9,233	21	0	99.7	可決
小出 貞之	9,231	23	0	99.6	可決
第4号議案					
小林 岩雄	9,236	18	0	99.7	可決
塚田 佐	9,235	19	0	99.7	可決
鴫澤 裕	9,237	17	0	99.7	可決
第5号議案					
青木 寛文	9,254	6	0	99.9	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上